

27年12月議会

南吹田地域地下水汚染拡散状況調査業務について

質問

やすらぎ苑については時間があればということで飛ばさせていただきます、次に、南吹田地域地下水汚染拡散状況調査業務について伺います。

南吹田地下水汚染の浄化については、かねてより要望してまいりました。しかし、平成25年9月に提案された案は34億円もの巨額事業であるにもかかわらず、そもそも浄化の確実性について不明であり、浄化に何年かかるかわからないというものであり、投入する税金と失敗するリスクを勘案した結果、反対し、その後の対策についても汚染原因の蓋然性が高い企業の協力体制が明確でない状況であったため、反対いたしました。

まず、この汚染問題の基本的な部分について、改めて質問いたします。

この汚染による住民への健康影響についてお聞かせください。また、仮に当該汚染物質を摂取した場合の健康へのリスクについて及び当該物質が気化した場合に与える健康への影響、当該基準は具体的にはどのような環境で、仮に地震等で汚染地点が液状化した場合のリスクについてお聞かせください。

今川学環境部長

南吹田地域の地下水汚染に関する住民への影響についてでございますが、汚染地下水を直接飲用しなければ健康影響はなく、周辺地域に家庭用井戸として地下水を飲用に供している井戸はないことから、直ちに住民への健康影響はございません。

当該汚染物質の一つである塩化ビニルモノマーを摂取した場合の健康影響へのリスクについてでございますが、人の成人は1日に水分として約2.5リットル摂取する必要があると言われており、人が70年間、毎日2リットル飲み続けた場合、発がんの危険率が10万分の1とされています。ただし、年齢や体調等も考慮する必要があると考えています。なお、当該地域の塩化ビニルモノマーの汚染状況は、環境基準値の100倍を超える高濃度範囲も存在しております。

当該汚染物質が気化した場合に与える健康への影響についてでございますが、塩化ビニルモノマーは発がん性を有し揮発性が高い物質であることから、学識経験者からは、当該地域の地震による液状化や大規模な開発に伴う開削が行われ、地表面に露出した場合、大気中の濃度が一時期に上昇する可能性があるとの御意見をいただいております。よって、有害物質である塩化ビニルモノマーの大気環境への暴露の可能性を考慮すれば、事前に取り除く必要があると考えております。

当該汚染物質の大気に関する基準については、大気環境の指針値として、塩化ビニルモノマーは年平均値10マイクログラム/立方メートルと設定されております。よって、当該事案は、年平均値の大気環境として定められている指針値と比較することはできないと考え

ております。

なお、当該地域の汚染物質の揮発による大気濃度については、暴露範囲や気象条件等のさまざまな条件を加味する必要があるため、推計することは非常に困難であると考えております。

以上でございます。

質問

汚染地下水を直接飲用する状況ではないので、健康への影響っていうのは直ちにないということなので安心しております。

あとですね、学識経験者がしきりにね、危険だといいますか、おそれっていう言葉を非常に使うんですけども、じゃあどれぐらいのおそれなんだということで、リスクがね、何パーセントなんだと。100%なのか1%なのか0.0001%なのかっていう、そのリスクについてはわからないっていうことで、危険だということだったら誰でも言えるだろうっていうことに対して、学識経験者に対して私はいら立ちを覚えております。

次に、民有地である当該汚染を市が公費を負担して浄化する法的根拠及び現在汚染されている垂直距離及び泉浄水所における地下水取水池の垂直距離についてお聞かせください。

また、汚染が地下水取水池に到達する可能性及び年数についての想定もお聞かせください。

今川学環境部長

民有地を市が浄化する法的義務はございません。ただし、市の顧問弁護士からは、市が法的に義務がなくても、環境の保全等に有用な諸施策の実施が期待されており、実施の程度に関しては、その裁量に相当程度委ねられているとの御意見をいただいております。

現在、環境部が把握している地下水汚染深度で最も深いところは、おおむね地表面から約14mでございます。一方、水道水源である泉浄水所でくみ上げている地下水の深度は約200mでございます。

地下水汚染が水道水源に到達する可能性についてでございますが、平成20年度（2008年度）に実施した市の調査結果及び学識経験者の見解から、鉛直方向からの水道水源への汚染が到達する可能性も考えられるとの認識を持っています。しかしながら、汚染到達までの年数については当該地域の地質構造等が複雑かつ不明な点が多いことから、現在、市が保有している調査結果等の資料では想定することはできません。

また、コンサルタント会社からは、莫大な費用をかけて水道水源への汚染到達の可能性を調査しても有効な調査結果が得られるとは限らないとの御意見をいただいております。

以上でございます。

質問

これも先ほどと一緒なんですよ。到達する可能性が考えられると。ただ、それがどれぐ

らいのリスクがあるのかということについては学識経験者は一切何も言っていないということで、それもね、誰でも言えるだろうということなので、またこれも同じことでございます。

でございますね、地下水及び土壌における汚染原因者負担の原則というものがございますけども、その内容及び趣旨についてまずお聞かせください。

今川学環境部長

まず、汚染原因者負担につきましては、環境基本法第 37 条に示される理念規定であり、環境保全に係る費用について、汚染原因者がその程度に応じて負担するという規定でございます。

以上でございます。

質問

基本的には汚染原因者がその程度に応じて負担ということが原則となっておりますけども、当該汚染については、汚染原因者は特定できておらず、汚染原因の蓋然性が高い企業というものが今判明しているという状況でございます。

環境部の姿勢としては、汚染原因者負担の前提でおられるのでしょうか。同僚議員への答弁では、訴訟についての可能性も示唆されておりましたが、基本的には合意形成を求めておられるということによろしいですか。

今川学環境部長

基本的には合意形成を求めておまして、それがどうしてもいかないという場合には訴訟も前提に検討すると、そういうことでございます。

進捗状況ということでお答えさせていただきます。

質問

すみません、一つ目の質問はですね、汚染原因者負担の原則っていうものがあるじゃないですか。それを前提に、一応話を進められるということによろしいです。

今川学環境部長

環境基本法の第 37 条に定められておる汚染原因者の原則ということを前提に作業を進めているということでございます。

質問

協議も非常に長期にわたっておりまして、大変な業務だとは思いますが、税金を投入するということがどういうことを意味するのかということも考えて、業務を続けていただ

ければと思います。たればというものはございませんけども、汚染原因の蓋然性の高い企業が自社敷地内で行ったのと同様に、汚染発覚後すぐに曝気による浄化処理をしておれば、低コストかつ早期解決ができていたと考えれば、当時の対応の誤りについての責任は非常に大きいものです。

問題が大きくなる前の早期対応がいかに大事かということは、どの場面においても適用される教訓です。

さて、今回は既に大きくなってしまった問題の対応ですが、地下水汚染には土壌汚染も付随するものです。浄化措置を行ったとして、全ての箇所において基準値を下回るような浄化は物理的に可能なのでしょうか。

今回調査の予算が提案されておりますが、調査の目的及び調査によって得た情報により、どのような対応を考えているのか。矢板等の対応ということも都市環境防災対策特別委員会の場で発言があったように思うのですが、それは税金の支出及び費用対効果の観点から市民理解が得られるものなのでしょうか、お聞かせください。

今川学環境部長

対策を講じた場合の当該地域の浄化が物理的に可能かとのことでございますけれども、無尽蔵に時間と費用を費やせば完全浄化は可能と考えますけれども、市街地であることや経費等の現実的な対応を考慮しますと、非常に困難であると認識しております。まずは、汚染の広がりをとめた上で、学識経験者の御意見も踏まえ、浄化目標を設定し、効果的な対策を検討してまいりたいと考えております。

本調査の目的では、汚染北東部の観測井戸ナンバー11 周辺で汚染地下水の鉛直方向への落ち込みが推察されることから、ナンバー11 周辺での汚染拡散防止対策が急務であると考えまして、効果的な対策を立案するに当たり、ナンバー11 周辺の地下水位及び汚染状況を詳細に把握し、対策の基礎資料とするものでございます。

また、対応については、現時点では落ち込み箇所手前での汚染地下水のくみ上げなどを想定しておりますけれども、本調査結果を踏まえまして、地下構造物の状況や費用対効果を十分に考慮し、学識経験者の意見も踏まえ、市民理解が十分得られるよう具体的な対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

意見

第2帯水層への落ち込む手前で取水するのか、あるいは高濃度の地点で取水するのかという部分については、専門家に話を聞けばいいと思いますけども、しっかりと議論して、また御報告、お願いいたします。